

新潟市清掃審議会の概要

1 位置づけ

新潟市附属機関設置条例により設置が定められた附属機関であり、次の事項について事務を所掌することとなっています。

- ・ 市長の諮問に応じ、本市における清掃事業に関して必要な事項を調査審議すること。
- ・ 前項の諮問に関連する事項に関して必要に応じ、市長に建議すること。

2 組織等

1号委員：学識経験者

2号委員：市民

定員：15名以内

任期：2年（平成23年10月1日～平成25年9月30日）

3 清掃審議会に係る規定

【新潟市清掃審議会規則（昭和41年3月31日（規則第11号））】

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和35年新潟市条例第39号)により設置された新潟市清掃審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民
- (3) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境部廃棄物政策課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

<以下略>

4 近年の清掃審議会の開催状況 別紙参照